

平成23年度加西市公営企業会計決算審査意見

1 審査の対象

- ① 平成23年度 加西市水道事業会計決算
- ② 平成23年度 加西市下水道事業会計決算
- ③ 平成23年度 加西市病院事業会計決算
- ④ 平成23年度 加西市農業共済事業会計決算

2 審査の期間

平成24年6月11日から平成24年8月8日まで

3 審査の方法

決算審査にあたっては、提出された決算及び決算附属書類が地方公営企業関係法令に従って作成され、関係諸帳簿の計数と合致しているか、また、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検討するとともに、公営企業としての経済性の発揮と併せ、公共の福祉の増進が図られているか等について、必要と認める通常審査手続を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令等に準拠して作成されたもので、会計処理についても適正に行われ、平成23年度の経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められた。

また、各事業とも、公営企業としての経済性の追求と公共の福祉の増進に努めていると認められた。

審査の概要については、別記のとおりである。

水 道 事 業 会 計

1 業務実績（別表1参照）

（1）給水状況について

平成23年度の給水人口46,410人は前年度と比較すると438人（0.9%）減少し、給水件数は17,678件で250件（1.4%）増加している。また、行政区域内人口に対する普及率は98.3%で、前年度と比較し0.2ポイント上回っている。同規模事業所の全国平均は、82.4%であることから順調に推移している。

（注）水道事業会計決算審査意見書の本文中、「同規模事業所の全国平均」とは平成22年度地方公営企業年鑑（第58集）の給水人口3万人以上5万人未満の水道事業所の平均値であり、「全国平均」とは全水道事業所の平均値である。

年間総配水量は5,101,256 m^3 で、前年度と比較して31,723 m^3 減少している。また、年間総有収水量は4,516,289 m^3 で、前年度と比較し68,896 m^3 （1.5%）の減少となっている。有収率は88.5%であり、前年度と比較し0.8ポイント下回っている。これは、工事洗管水量の増加、漏水減免水量の増加とともに、漏水が原因と考えられる。同規模事業所の全国平均は85.5%となっている。1人1日平均有収水量は266 ℓ で、前年度と比較して2 ℓ 下回っている。同規模事業所の全国平均306 ℓ と比較すると少ないが、これは市内に井戸水との併用家庭が多いため及び大口需要が少ないためと考えられる。

年度別給水状況

		平成23年度	平成22年度	平成21年度
年間総配水量(m^3)		5,101,256	5,132,979	5,003,895
年間総有収水量(m^3)		4,516,289	4,585,185	4,497,235
有収率 (%)	加西市	88.5	89.3	89.9
	同規模事業所の全国平均	—	85.5	85.5

（2）施設の利用状況について

平成23年度の1日平均配水量は13,938 m^3 で、前年度と比較し125 m^3 減少している。1日最大配水量は16,274 m^3 で、前年度と比較し1,003 m^3 （5.8%）減少している。

施設の利用状況の良否を総合的に判断する施設利用率は79.2%で、前年度と比較して0.7ポイント減少したが、同規模事業所の全国平均60.2%を上回っている。

施設利用率は、負荷率と最大稼働率に分析することができる。負荷率は85.6%で、前年度と比較し4.2ポイント上回った。これは、同規模事業所の全国平均81.6%を上回っている。一方、最大稼働率は92.5%で、前年度と比較し5.7ポイント下回っている。これは、同規模事業所の全国平均73.7%を上回っている。

(3) 労働生産性について

職員数と業務量の関係を示す労働生産性をみると、職員1人当たり給水人口は5,157人で、前年度と比較し472人増加している。これは、同規模事業所の全国平均3,282人を上回っている。

職員1人当たりの有収水量は501,810^mで、前年度と比較し43,291^m（9.4%）の増加となっている。これは、同規模事業所の全国平均366,679^mを上回っている。

職員1人当たりの営業収益は1億2,190万4千円で、前年度と比較し826万3千円（7.3%）の増収となっている。職員1人当たりの営業収益が多いのは、本市が全量受水のため浄水場がなく、その分職員数が少ないことが一因であり、同規模事業所の全国平均6,355万1千円を大きく上回っている。

なお、職員1人当たりの有収水量及び営業収益が増加したのは、損益勘定所属職員数が1名減少したためである。

2 決算報告書（別表2参照）

(1) 収益的収入及び支出について

事業収入は、予算額12億2,035万2千円に対し、決算額は11億8,851万2千円（うち、仮受消費税額5,592万4千円）で、決算比率は97.4%となっている。内訳は、営業収益11億5,173万3千円（うち、仮受消費税額5,459万7千円）、営業外収益3,677万8千円（うち、仮受消費税額132万7千円）である。

事業費用は、予算額11億4,536万6千円に対し、決算額は10億9,189万7千円（うち、仮払消費税額3,697万6千円）で、決算比率は95.3%となっている。内訳は、営業費用10億4,038万2千円（うち、仮払消費税額3,677万7千円）、営業外費用4,732万6千円、特別損失419万円（うち、仮払消費税額20万円）である。

なお、翌年度繰越額は558万9千円で、不用額は4,788万円となっている。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算額1億4,175万4千円に対し、決算額1億235万3千円で、決算比率は72.2%となっている。内訳は、企業債1億円、他会計負担金133万円、その他資本的収入102万3千円である。

資本的支出は、予算額3億4万4千円に対し、決算額2億7,212万1千円（うち、仮払消費税額743万5千円）で、決算比率は90.7%となっている。内訳は、建設改良費1億6,783万2千円（うち、仮払消費税額743万5千円）、企業債償還金1億128万8千円、投資300万円である。

なお、翌年度繰越額は1,078万2千円で、不用額は1,714万1千円となっている。

資本的収支決算は、収入額1億235万3千円に対し、支出額2億7,212万1千円で、差引き1億6,976万7千円支出額が収入額を上回っており、この不足額は過年度分損益勘定留保資金1億5,718万6千円、当年度分損益勘定留保資金514万6千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万5千円で補てんされている。この結果、翌年度繰越補てん資金残高は、1億4,885万円と前年度に比べ5.3%減少することとなった。

3 経営成績（損益計算書）（別表3参照）

（1）収益について

事業収益は、11億3,258万8千円で、前年度と比較し4,354万9千円（3.7%）の減収となっている。

営業収益は、10億9,713万7千円で、総収益の96.9%を占めており、前年度と比較し3,927万円（3.5%）の減収となっている。営業収益の主体をなす給水収益は、10億8,704万5千円で、前年度と比較し3,939万4千円（3.5%）の減収となっている。これは、主に、営業用、家庭用等の給水量が減少したことと、水道料金の値下げをしたことによる。負担金は、203万2千円で、前年度より15万9千円（7.3%）減少となっている。

営業外収益は、3,545万2千円で、総収益の3.1%を占めており、前年度と比較し427万8千円（10.8%）の減少となっている。これは、主に加入負担金の減少のためである。

（2）費用について

事業費用は、10億4,380万4千円で、前年度と比較し3,282万円（3.0%）の減少となっている。

営業費用は、10億360万5千円で、総費用の96.1%を占めており、前年度と比較し2,743万2千円（2.7%）の減少となっている。費用構成の主なものは、原水及び浄水費6億4,974万9千円、減価償却費1億4,961万5千円、配水及び給水費9,772万3千円である。

営業費用の主要な増減としては、配水及び給水費が1,848万1千円（23.3%）、業務費が422万6千円（7.0%）の増加であり、一方、原水及び浄水費が4,576万8千円（6.6%）、総係費が611万9千円（14.0%）の減少である。

配水及び給水費の増加は主に工事請負費の増によるものである。これは配水管布設替に伴う給水管工事費が主である。また、業務費の増加は主に委託料の増によるものである。一方、原水及び浄水費の減少は主に県水の料金値下げによる受水費の減によるものであり、総係費の減少は主に職員1名減による給料、手当の減によるものである。

営業外費用は、3,620万9千円で、前年度と比較し183万9千円（4.8%）減少している。これは、全額支払利息及び企業債取扱諸費の減少である。

特別損失は、399万円を計上している。これは、46名分の水道料金を不納欠損処理したことによるものである。

(3) 損益について

当年度の損益は、経常利益9,277万4千円、特別損失控除後の当年度純利益8,878万4千円である。この結果、当年度未処分利益剰余金は8,878万4千円となっている。

なお、当年度の純利益は、前年度の純利益9,951万3千円と比較すると、1,072万9千円の減益となっている。(次表参照)

経 営 収 支 推 移 表 (単位：円)

区分 年度	事業収益		事業費用		純利益
	金額	指数	金額	指数	
19	1,354,425,629	100.0	1,158,131,009	100.0	196,294,620
20	1,246,684,298	92.0	1,109,897,854	95.8	136,786,444
21	1,177,125,900	86.9	1,060,650,878	91.6	116,475,022
22	1,176,137,305	86.8	1,076,624,263	93.0	99,513,042
23	1,132,588,410	83.6	1,043,804,288	90.1	88,784,122

(注) 指数は19年度を100とした。

(4) 損益分析について

イ. 収益率について

投下総資本に対してどれだけ純利益が生じているかを示す総資本利益率は0.73%で、前年度と比較し0.10ポイント下がっている。

収益と費用の相対的な関連性をみる総収支比率は108.5%で、前年度と比較し0.7ポイント下がった。これは、100%以上高いほど良いとされており、同規模事業所の全国平均107.9%を上回っている。

経営成績を示す経常収支比率は108.9%で、前年度と比較し1.1ポイント下がった。これは、100%以上高いほど良いとされており、同規模事業所の全国平均108.4%を上回っている。

営業活動の能率を示す営業収支比率は109.3%で、前年度と比較し0.9ポイント下回った。同規模事業所の全国平均は112.2%で、100%以上高いほど良いとされている。

ロ. 供給単価及び給水原価について

当年度の供給単価は240円69銭で、前年度と比較し4円98銭減少した。また、給水原価は230円19銭で、前年度と比較し2円96銭の減少となった。したがって、当年度では有収水量1m³当たり10円50銭の収益が生じたことになり、前年度と比較し2円2銭収益が少なくなって

いる。これは、同規模事業所の全国平均が供給単価168円49銭、給水原価172円59銭であるから、全国と同規模事業所と比較して、本市の1m³当たりの要する経費が大きいことがわかる。

(次表参照)

供給単価及び給水原価推移表

区分 \ 年度	23	22	21	同規模事業所の 全国平均(22年度)
供給単価(円/m ³)	240.69	245.67	246.08	168.49
給水原価(円/m ³)	230.19	233.15	235.73	172.59
給水損益(円)	10.50	12.52	10.35	△4.10
有収水量(m ³)	4,516,289	4,585,185	4,497,235	4,308,921
有収率(%)	88.5	89.3	89.9	85.5

(注) 供給単価(1m³当たり円) = $\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
給水原価(1m³当たり円) = $\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料売却原価} + \text{附帯事業費})}{\text{年間総有収水量}}$

4 剰余金計算書

(1) 利益剰余金について

未処分利益剰余金は、当年度純利益8,878万4千円、前年度繰越利益剰余金が0円であることから、当年度未処分利益剰余金8,878万4千円が計上された。

(2) 資本剰余金について

当年度新たに他会計負担金133万円、受贈財産評価額1,081万円が発生し、国県補助金391万6千円を処分したため、翌年度繰越資本剰余金は71億9,567万6千円に増加した。

5 財政状態(貸借対照表)(別表4参照)

(1) 資産について

資産総額は、121億8,583万9千円で、前年度と比較し1億6,300万2千円(1.4%)の増加となっている。資産の構成は、固定資産107億5,778万9千円、流動資産14億2,805万円であり、これを前年度と比較すると、固定資産は1,705万5千円(0.2%)の増加、流動資産は1億4,594万7千円(11.4%)の増加となっている。

固定資産107億5,778万9千円の内訳は、有形固定資産97億5,264万7千円、投資10億505万6千円、無形固定資産8万6千円である。固定資産の増加は主に、機械及び装置が増加したことによる。

流動資産の増加の主な理由は、未収金が2,016万6千円減少したものの、現金預金が1億7,

0.28億円増加したためである。このうち、現金預金の期末残高1.2億4,040万5千円については、平成24年3月分の例月出納検査において現在高を確認した。

未収金は1億7,343万6千円となっているが、そのうち主なものは水道料金が1.7,152件、1億6,411万5千円である。未収金が多額なのは、水道料金のうち9,175件、9,773万6千円は平成24年2月・3月分の水道料金であり、その納期が翌年度4月以降になっているためである。

営業未収金の回転速度を示す未収金回転率は5.98回で、前年度より0.59回増加している。

(2) 負債について

負債総額は2億4,520万5千円であり、前年度と比較し6,728万3千円(37.8%)の増加である。負債の構成は、固定負債4,000万円、流動負債2億520万5千円であり、これを前年度と比較すると、固定負債2,000万円、流動負債4,728万3千円の増加である。

流動負債の内訳は、未払金1億1,832万6千円、預り金8,557万9千円、その他流動負債130万円である。未払金の主なものは、工事請負費(12件、8,932万3千円)、受水費(3件、1,582万1千円)、委託料(17件、861万2千円)であり、預り金の主なものは下水道使用料預り金である。また、その他流動負債は、出納及び収納取扱金融機関から提供された担保である。

(3) 企業債の償還について

平成23年度末現在における企業債未償還残高は、当年度の償還額1億128万8千円、借入額1億円を含め、1.5億3,903万3千円となり、前年度と比較し1.28万8千円(0.1%)減少した。

平成23年度の支払利息は3,620万9千円で、企業債利息対料金収入比率は3.3%であり、同規模事業所の全国平均10.4%を下回っており良好といえる。企業債平均借入利率は2.35%となっている。補償金免除繰上償還制度を利用してきた結果、平均借入利率は小さくなった。当該制度の要件緩和について今後も国県へ要望されたい。

また、下水道工事が完了し給水工事負担金がなくなったことにより、今後も老朽管更新事業の実施に伴い、起債が必要となることが予想される。現在は低利での借入れが可能な状況ではあるが、起債にあたっては、企業債の毎年の償還額、残高及び利息負担について、十分に留意されたい。

企業債の推移

(単位：円)

年度	前年度末残高	当年度借入金	当年度償還元金	当年度償還利息	当年度末残高
19	1,907,777,602	189,200,000	316,132,710	60,907,496	1,780,844,892
20	1,780,844,892	64,500,000	145,917,538	45,333,015	1,699,427,354
21	1,699,427,354	59,600,000	131,626,838	40,818,893	1,627,400,516
22	1,627,400,516	18,000,000	105,079,685	38,048,238	1,540,320,831
23	1,540,320,831	100,000,000	101,288,272	36,208,872	1,539,032,559

(注) *企業債利息対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$

*企業債平均借入利率 (%) = $\frac{\text{当年度支払利息} \times 100}{(\text{当年度償還額} + \text{当年度末償還残高}) - \text{当年度借入額}}$

(4) 資本について

資本総額は119億4,063万4千円であり、前年度と比較し9,571万9千円(0.8%)の増加である。資本の構成は、資本金27億914万6千円及び剰余金92億3,148万8千円であり、これを前年度と比較すると、資本金は128万8千円(0.05%)の減少、剰余金は9,700万8千円(1.1%)増加している。

自己資本金は前年度と同額である。借入資本金の128万8千円の減少は企業債未償還残高の減少によるものである。

また、剰余金の構成は、資本剰余金71億9,567万6千円及び利益剰余金20億3,581万2千円である。資本剰余金は、前年度と比較し822万4千円(0.1%)増加している。これは、主に受贈財産評価額の増加によるものである。利益剰余金は、前年度と比較し8,878万4千円(4.6%)の増加である。これは、当年度の純利益を計上したことによるものである。

6 財務分析 (別表5参照)

(1) 構成比率について

総資産のうち固定資産の占める割合の適正化を示す固定資産構成比率は、88.3%で、前年度と比較し1.0ポイント低くなり、全国平均を2.7%下回っている。この比率が大きければ資本が固定化の傾向にあるとされている。

経営の安定状況をみる固定負債構成比率は13.0%で、前年度と比較し変化はなかった。これは、負債・資本のうち固定負債の占める割合を示しており、この比率が小さいほど経営安定といえる。

総資本のうち自己資本の占める割合である自己資本構成比率は85.4%で、前年度と比較し0.3ポイント低くなった。この比率は、大きいほどが望ましいとされ、同規模事業所の全国平均67.2%を上回っており良好である。

(2) 財務比率について

固定資産が自己資本と固定負債の範囲内か否かをみる固定資産対長期資本比率は89.8%で、前年度と比較し0.7ポイント低くなった。同規模事業所の全国平均89.9%をわずかに下回っている。この比率は、100%以下が望ましいとされている。

固定資産のうち自己資本で調達されている部分の割合を示す固定比率は103.4%で、前年度と比較し0.8ポイント低くなり、全国平均136.3%に比べて良好である。この比率は、100%以下が望ましいとされている。

短期債務に対する支払能力を示す流動比率は695.9%で、前年度と比較し116.0ポイント低くなった。この比率は、一般に200%以上が望ましいとされ、同規模事業所の全国平均792.6%を下回っている。

支払能力をみる当座比率は689.0%で、前年度と比較し111.2ポイント低くなった。この比率は、当座資産（現金、預金、未収金）と流動負債との対比で支払能力をみるもので100%以上が望ましいとされており、全国平均444.1%を上回っている。

即時支払能力を示す現金比率は604.5%で、前年度と比較し73.1ポイント低くなった。この比率は、一般に20%以上が望ましいとされている。

(3) 回転率について

投資効率を示す自己資本回転率は0.11回で、前年度と同程度である。これは、全国平均0.14回を下回っている。

固定資産の利用度をみる固定資産回転率0.10回は、前年度と比較し0.01回減少し、全国平均0.10回と同程度となっている。

流動資産の利用度をみる流動資産回転率は0.81回で、前年度と比較し0.16回減少している。これは、全国平均1.05回を下回っている。

営業未収金の回収速度をみる未収金回転率は5.98回で、前年度より0.59回増加している。これは、全国平均8.28回を下回っている。

(4) 一般会計負担金等について

一般会計繰入金、負担金、出資金は、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、水道事業を経営する上で、市の一般会計で義務的に負担する必要のあるものである。下水道工事が完了し給水工事負担金がなくなったこともあり、負担金等の額は下表のとおりとなっている。

給水工事負担金、一般会計繰入金等の推移

(単位：円)

年度	収益的収支			資本的収支		合計
	給水工事負担金	一般会計繰入金	一般会計負担金	一般会計出資金	工事負担金	
19	72,780,300	558,620	12,377,000	800,000	101,180,750	187,696,670
20	53,617,800	1,210,858	13,074,000	0	69,914,450	137,817,108
21	17,800,750	2,031,810	2,730,000	0	21,614,850	44,177,410
22	0	2,190,810	3,145,000	0	380,000	5,715,810
23	0	2,599,810	3,767,000	0	1,330,000	7,696,810

(5) 損益勘定保留資金及び補てん財源について

減価償却費、資産減耗費及び繰延勘定償却は、それらの資産から稼得される収益と期間的に対応させて、期間利益を適正に算定することを目的としているものである。また、これらの費用は現金支出を伴わないものであるために、その償却費の計上分だけ償却資産に投下された貨幣資本が企業内に留保され、その結果、投下貨幣資本が回収される効果をもっている。すなわち、この内部留保資金をもって新たな資産を購入するといった自己金融の役割を担っている。

しかしながら、減価償却費、資産減耗費及び繰延勘定償却からなる損益勘定保留資金は、資本的収支不足額の補てん財源として使用され、平成23年度末には1億4,885万円しか残されていない。今後の固定資産の更新・修繕時には、内部留保資金である損益勘定保留資金が不足することから、そのほとんどを地方債（起債）や一般会計補助金等で対応しなければならない状況になっている。財政再建推進計画の見直し、企業債の償還計画等においては、このことに留意しなければならない。

水道事業補てん財源内訳書

(単位：円)

年度	損益勘定保留資金				資本的収支不足額	補てん財源			
	減価償却費	資産減耗費	繰延勘定償却	計		消費税資本的収支調整額	過年度損益勘定保留資金	当年度損益勘定保留資金	翌年度繰越補てん資金
19	170,733,562	5,915,144	0	176,648,706	197,146,462	2,830,737	56,958,120	137,357,605	39,291,101
20	163,157,320	11,269,859	0	174,427,179	111,807,249	969,370	39,291,101	71,546,778	102,880,401
21	150,439,969	1,450,626	0	151,890,595	135,946,894	2,999,591	102,880,401	30,066,902	121,823,693
22	149,996,926	2,399,958	0	152,396,884	118,013,420	978,520	117,034,900	0	157,185,677
23	149,614,590	4,382,037	0	153,996,627	169,767,182	7,435,140	157,185,677	5,146,365	148,850,262

7 まとめ

(1) 水道事業の概況

上水道は、飲用水を供給すると同時に、炊事、洗濯、風呂等の生活用水を供給し、文化的な生活を営む上で欠かすことのできない基本的な施設であり、安全な水を安定的に供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に事業を展開した。

今日の水道事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化による総人口の減少傾向や節水意識の高まり及び節水型機器の性能向上と普及等により、年々厳しいものとなってきている。

平成23年度の水道使用量は、前年度との比較において減少した。これは前年度の夏場が高温で、使用量が多かったためと考えられる。

従来から水質保全及び安定供給を図るため取り組まれている老朽管更新事業は、有収率の向上につながり、結果として経費削減に寄与する。今後地震の影響を受けやすい石綿管、硬質塩化ビニール管の耐震化整備の促進及びより有収率を高めるため漏水調査の検討が課題である。

事業面においては、建設改良事業として、1億6,783万2千円で水質保全と安定供給、さらに耐震化を図るため、配水管布設替事業を千ノ沢・三口地区、上芥田地区等で実施している。

また、経営面では、収益的収入で収入の96.0%を占める給水収益が10億8,704万5千円で前年度と比較し3,939万4千円(3.5%)減収となり、また、加入負担金なども減収となり、事業全体で前年度に比べ3.7%の減収となっている。

収益的支出では、原水及び浄水費の減等により、水道事業全体で前年度に比べ3.0%の減額となっている。その結果、収益的収支差引きは、8,878万4千円の純利益となっている。

(2) 水道料金の値下げと経営の効率化

将来の需要予測に見合った供給計画を策定して事業を運営することは、公営企業としての経済性・独自性を追求すると共に、住民福祉の向上の使命を果たす公共性の上でも重要である。

本年度からの県水の値下げに伴い受水費の削減が図られたが、配水管布設替事業等の増加に伴い工事請負費は増加し、また、今後も同程度の支出が見込まれる。一方、水道料金が平成24年1月から値下げされた。次年度以降、値下げの影響が本格的に表れることにより、収支が非常に厳しくなることが予想される。そのため、有収率向上のための漏水調査、経営の効率化を一層進められるよう要望する。

(3) 地方公営企業会計制度の見直しへの対応について

地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、全面的な見直しが行われることとなった。この見直しのうち平成26年度の予算から適用となる会計基準の見直しについては、財務諸表の各項目の金額への影響が大きいとともに、会計処理にあたって今まで以上に判断の要素が増えることとなる。そのため、新会計基準に基づく会計処理に必要な情報の確認、新会計基準移行に伴う影響額の検証、システムの改修、市民への周知方法など、地方公営企業会計制度の見直しへの対応について、十分な準備をされたい。

(4) 水道料金の未収について

各年度会計決算の水道料金の不納欠損処分後の過年度未収金の推移は、次のとおりである。

平成 19 年度	55,099,490 円
平成 20 年度	56,044,711 円
平成 21 年度	56,687,101 円
平成 22 年度	49,715,990 円
平成 23 年度	46,035,540 円

平成 18 年度、徴収事務を民間委託し、これまで業務担当職員が他の業務と兼務しながら平均 1 日 1 人で行っていた徴収業務を専従の 2 人体制とし、未収金徴収業務体制の強化を図ってきた。

平成 23 年度末現在で過年度未収金残高は、前年度と比べ 368 万円の減額となっているが、今後も、引き続き未収金の発生防止と一層の収入促進に努められたい。

一方で、平成 20 年度以降、加西市水道事業給水条例第 39 条に基づく給水停止件数は、毎年 100 件を超えている。給水の停止あたっては、福祉部局とも連携の上、生活実態や家族構成等を十分に把握し、慎重に対応されることを求める。